



人と企業のトータルブレン

令和 6 年 2 月 21 日 第 159 号

(株) マ ッ ク ブ レ ー ン
M A C 税 理 士 法 人
M A C 社 労 士 事 務 所
T E L 0 6 - 6 3 5 9 - 8 8 1 2
F A X 0 6 - 6 3 5 9 - 8 7 9 9
H P http://mac-8812.co.jp
E-mail jimusyo@mac-8812.co.jp

社会保険の料率が変わります！

3月（4月納付分）から社会保険の料率が変わります。
関西圏の料率は下記の通りです。

(単位：%)

	健康保険	介護保険	厚生年金
大 阪 府	10.34	1.60	18.30
兵 庫 県	10.18	1.60	18.30
京 都 府	10.13	1.60	18.30
奈 良 県	10.22	1.60	18.30
和 歌 山 県	10.00	1.60	18.30

なお、令和6年度の雇用保険料率は令和5年度と同率です。

事業の種類	令和6年4月～令和7年3月
一般の事業	労働者 6/1000
	事業主 9.5/1000
	全体 15.5/1000
農林水産業及び 清酒製造業	労働者 7/1000
	事業主 10.5/1000
	全体 17.5/1000
建設業	労働者 7/1000
	事業主 11.5/1000
	全体 18.5/1000